

## 8. 臓器提供施設と検査室の関わりについて

### 8-1) 臓器提供施設とは

法的脳死判定の脳波記録をとる可能性のある施設、すなわち脳死下臓器提供を行うことができる施設は、下記の条件を満たす施設に限定されています。

- (1) 当該施設の倫理委員会等の委員会で、脳死下臓器提供に関して合意が得られていること。
- (2) 適切な脳死判定を行う体制があること。
- (3) 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

① 大学附属病院 (105)

② 日本救急医学会の指導医指定施設 (43)

③ 日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)H24.5.1 一部改正後  
改正前は、“日本脳神経外科学会の専門医訓練施設(A項)”(333)でした。

④ 救命救急センターとして認定された施設 (151)

⑤ 日本小児総合医療施設協議会の会員施設 [29] 2008.4 現在

( )内は H12.5 に報告された臓器提供施設への調査結果(総施設数 393 で重複あり、また施設名の公表を了承した施設数 317。

なお H23.2.1 現在で [公表承諾施設は 303](#) / 総数 492

- (4) さらに、18 歳未満の児童からの臓器提供施設は、下記の条件を満たすこととなっています。

- ① 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること。
- ② 児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていること。